

諏訪市剪定木等リサイクル施設を利用される皆様へ

剪定木・剪定枝・草類の搬入について

【施設名】諏訪市剪定木等リサイクル施設

【住所】諏訪市大字上諏訪 13338-111 【電話】0266-52-0919

【営業時間】月～金 午前8時30分～午後4時
土曜日 午前8時30分～正午

【休業日】水・土曜日が祝日の場合は休業日となります。
12月31日～1月3日

【施設概要】剪定木や剪定枝、草類を持ち込むことのできる施設です。
持ち込まれた剪定木等は、薪やチップ、堆肥としてリサイクルされます。

【料金】一般の市民の方の持ち込みは無料です。
事業者が搬入する場合は、10kgにつき160円になります。

剪定木・剪定枝として持ち込めるもの

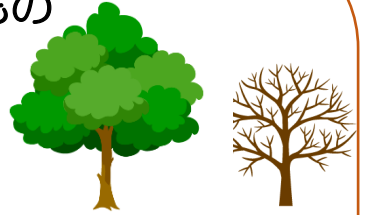
■庭木等を剪定した木（竹）や枝（太さ1cm以上のもの）

※幹と枝に分け、長さは180cmくらいに切って搬入してください。

※太さ1cm以上の竹の幹も搬入できます。

※木や枝は破砕機でチップ化していますので、持ち込む際は短く切らないでください。

■直径25cmを超える丸太の場合は、縦半分に割り、長さは90cmくらいに切って搬入してください。



【！持ち込む際の注意点！】

- ・ビニール紐、ビニール袋、軍手、肥料袋、針金、マルチシート等の混入が多くみられますので、搬入前に再度ご確認ください。
- ・柿、イチジク、かりん、栗、クルミなどの実は燃やすごみとして処理してください。

草類として持ち込めるもの



○刈り草 ○花類 ○落ち葉 ○松葉 ○わら ○家庭菜園の茎 ○太さ1cm未満の枝
○つるの部類（フジツル、キウイ、ブドウなど）

【！持ち込む際の注意点！】

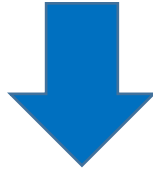


- ・ビニール紐、ビニール袋、軍手、肥料袋、針金、マルチシート等の混入が多くみられますので、搬入前に再度ご確認ください。
- ・家庭菜園で出た野菜等の実や葉は燃やすごみとして処理してください。

⓪ 施設へ持ち込めないもの ⓪

燃やすごみとして処理するもの

- トゲのあるもの（カラタチ、サンショウ、アカシア、バラなど）
- 特定外来植物（オオハンゴウソウ、アレチウリなど）
- 病気を持った樹木 ● 腐った木（樹木、竹など） ● 竹の枝、笹 ● 木の根
- きのこの原木 ● 田んぼのはぜ棒 ● 木くず、板きれ類（角材やすだれ等）



次のいずれかの方法で排出してください。

- ① 青色の指定袋に入れて地区のごみステーションへ排出する。
- ② 旧指定袋（白色・黄色）に入れて、袋の大きさに応じた証紙シールを貼って地区のごみステーションへ排出する。
- ③ 諏訪湖周クリーンセンターへ持ち込む。（10 kg=110 円）

※はぜ棒は、長さ 200 cm 以内に切って搬入してください。

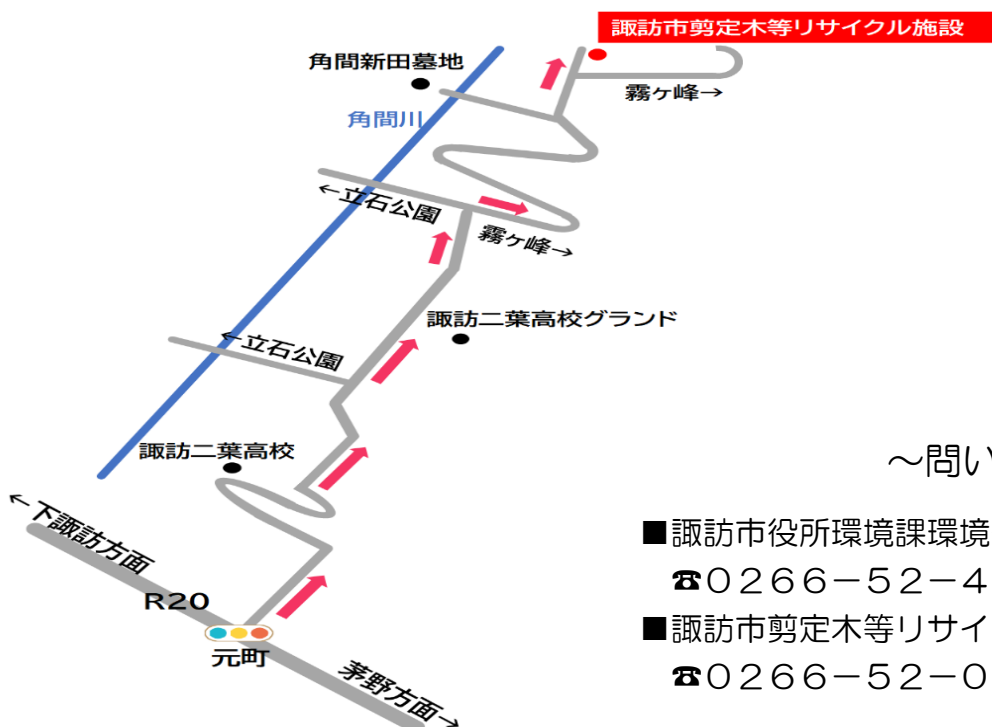
（事業で出たものは、10 kg=160 円）

※樹木類は幹の太さが直径 25 cm を超える場合は、縦半分に割り、長さは 200 cm 以内に切って搬入してください。

処理困難物として処理するもの

- 建築廃材 → 処理業者にて有料にて引き取ってもらってください。

諏訪市剪定木等リサイクル施設 案内図



～問い合わせ先～

- 諏訪市役所環境課環境衛生係
☎ 0266-52-4141（内線 211・212）
- 諏訪市剪定木等リサイクル施設
☎ 0266-52-0919